



許可番号 第 02520173657 号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 滋賀県犬上郡甲良町大字在士683番地2

氏 名 クリーンワーク株式会社
代表取締役 丸山隆幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造



許可の年 月 日 令和 3 年 12 月 9 日

許可の有効年月日 令和 8 年 12 月 8 日

1. 事業の範囲

処分業（中間処理）

事業の区分：中間処理〔破碎〕

産業廃棄物の種類

廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以上 8項目）

2. 事業の用に供するすべての施設

破碎施設

設置場所 : 滋賀県犬上郡甲良町大字在士古田683番2

設置年月日 : 平成28年7月23日

処理能力 : 廃プラスチック類0.84 t/日、紙くず0.96 t/日、木くず1.85 t/日、繊維くず0.32 t/日、ゴムくず1.40 t/日、金属くず3.25 t/日、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず 3.12 t/日、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物4.91 t/日

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 28 年 12 月 9 日 新規許可

令和 3 年 12 月 9 日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無